

6 水管 第 842 号
令和 6 年 6 月 11 日

水産政策審議会

会長 佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の一部変更（本則、いわしくじら、にたりくじら及びみんくくじらの別紙 2 の変更並びにながすくじらの別紙 2 の追加）について（諮問第 454 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり変更したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき、公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 資源管理に関する基本的な考え方 (略)</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 漁獲可能量による管理</p> <p>① 管理年度当初の漁獲可能量の設定 農林水産大臣は、漁獲可能量を、法第15条第2項各号に掲げる基準に従って、最新の資源評価及び農林水産大臣が定める資源水準の値に応じた漁獲圧力（資源に対する漁獲の影響の大きさを表す係数をいう。以下同じ。）の決定方式（以下「漁獲シナリオ」という。）により導かれる生物学的漁獲可能量の範囲内で定めるものとする。なお、漁獲シナリオに用いられる漁獲圧力の値は、最大持続生産量を達成する水準を上回らないことを基本とする。ただし、国際的な枠組みにおいて資源管理が行われている水産資源（以下「国際資源」という。）にあっては、当該国際資源を管理する国際的な枠組みにおいて決定された数量とする。</p> <p>なお、ひげ鯨類（「別紙2-33 いわしくじら」、「別紙2-36 にたりくじら」、「別</p>	<p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 資源管理に関する基本的な考え方 (略)</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 漁獲可能量による管理</p> <p>① 管理年度当初の漁獲可能量の設定 農林水産大臣は、漁獲可能量を、法第15条第2項各号に掲げる基準に従って、最新の資源評価及び農林水産大臣が定める資源水準の値に応じた漁獲圧力（資源に対する漁獲の影響の大きさを表す係数をいう。以下同じ。）の決定方式（以下「漁獲シナリオ」という。）により導かれる生物学的漁獲可能量の範囲内で定めるものとする。なお、漁獲シナリオに用いられる漁獲圧力の値は、最大持続生産量を達成する水準を上回らないことを基本とする。ただし、国際的な枠組みにおいて資源管理が行われている水産資源（以下「国際資源」という。）にあっては、当該国際資源を管理する国際的な枠組みにおいて決定された数量とする。</p> <p>なお、ひげ鯨類（「別紙2-33 いわしくじら」、「別紙2-36 にたりくじら」及び「</p>

<p>紙2-37 <u>みんくくじら</u>」及び「別紙2-42 <u>ながすくじら</u>」の特定水産資源をいう。)は、海洋法に関する国際連合条約(平成8年条約第6号)第65条により、その保存、管理等のために各国が国際機関を通じて活動することとされる資源であることから、本方針においては、国際資源に準じたものとして取り扱うこととし、国際捕鯨委員会において採択された手続に従って漁獲可能量の算出を行うことを基本とする。</p> <p>②、③ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>第2～第13 (略)</p> <p>(別紙1) (略)</p> <p>(別紙2-1)～(別紙2-32) (略)</p> <p>(別紙2-33 <u>いわしくじら</u>)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 漁獲シナリオ</p> <p>1 (略)</p> <p>2 漁獲可能量の算定方法</p> <p>漁獲可能量は、1の漁獲シナリオにより算定される<u>生物学的許容漁獲量</u>の値から、定置漁業における混獲その他の捕鯨業における漁獲以外の人為的要因により通常発生すると想定される年間</p>	<p>別紙2-37 <u>みんくくじら</u>」の特定水産資源をいう。)は、海洋法に関する国際連合条約(平成8年条約第6号)第65条により、その保存、管理等のために各国が国際機関を通じて活動することとされる資源であることから、本方針においては、国際資源に準じたものとして取り扱うこととし、国際捕鯨委員会において採択された手続に従って漁獲可能量の算出を行うことを基本とする。</p> <p>②、③ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>第2～第13 (略)</p> <p>(別紙1) (略)</p> <p>(別紙2-1)～(別紙2-32) (略)</p> <p>(別紙2-33 <u>いわしくじら</u>)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 漁獲シナリオ</p> <p>1 (略)</p> <p>2 漁獲可能量の算定方法</p> <p>漁獲可能量は、1の漁獲シナリオにより算定される<u>漁獲量</u>の値から、定置漁業における混獲その他の捕鯨業における漁獲以外の人為的要因により通常発生すると想定される年間の死亡頭数を</p>
---	--

<p>の死亡頭数を減じた量とする。</p> <p>第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。</p> <p>1 <u>いわしくじら母船式捕鯨業</u></p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① 水域</p> <p>我が国の排他的経済水域、領海及び内水(内水面を除く。)のうち、<u>次のア及びイに掲げる線並びに最大高潮時海岸線から成る線以東の太平洋の水域(オホーツク海の水域を除く。)</u></p> <p><u>ア 北緯35度東経139度58分28秒の点正東の線</u> (新設)</p> <p><u>イ 北緯41度42分53秒東経141度の点及び北緯41度29分10秒東経141度の点を直線により結んだ線</u> (新設)</p> <p>②、③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 <u>いわしくじら基地式捕鯨業</u></p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① 水域</p> <p>我が国の排他的経済水域、領海及び内水</p>	<p>減じた量とする。</p> <p>第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。</p> <p>1 <u>いわしくじら母船式捕鯨業</u></p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① 水域</p> <p>我が国の排他的経済水域、領海及び内水(内水面を除く。)のうち、<u>北緯35度の線以北の太平洋の水域(オホーツク海及び日本海の水域を除く。)</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>②、③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 <u>いわしくじら基地式捕鯨業</u></p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① 水域</p> <p>我が国の排他的経済水域、領海及び内水</p>
---	---

<p>(内水面を除く。)のうち、次のア及びイに掲げる線並びに最大高潮時海岸線から成る線以東の太平洋の水域(オホーツク海の水域を除く。)</p> <p>ア 北緯35度東経139度58分28秒の点正東の線</p> <p>イ 北緯41度42分53秒東経141度の点及び北緯41度29分10秒東経141度の点を直線により結んだ線</p> <p>②、③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 国の留保からの配分について 国の留保分については、各大臣管理区分に対して、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。</p> <p>第7～第8 (略)</p> <p>(別紙2-34)～(別紙2-35) (略) (別紙2-36 にたりくじら)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 漁獲シナリオ</p> <p>1 (略)</p>	<p>(内水面を除く。)のうち、北緯35度の線以北の太平洋の水域(オホーツク海及び日本海の水域を除く。)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>②、③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 国の留保からの配分について 国の留保分については、大臣管理区分に対して、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。</p> <p>第7～第8 (略)</p> <p>(別紙2-34)～(別紙2-35) (略) (別紙2-36 にたりくじら)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 漁獲シナリオ</p> <p>1 (略)</p>
---	--

1
5
1

<p>2 漁獲可能量の算定方法 漁獲可能量は、1の漁獲シナリオにより算定される<u>生物学的許容漁獲量</u>の値から、定置漁業における混獲その他の捕鯨業における漁獲以外の人為的要因により通常発生すると想定される年間の死亡頭数を減じた量とする。</p> <p>第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。</p> <p>1 にたりくじら母船式捕鯨業</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① 水域 我が国の排他的経済水域、領海及び内水(内水面を除く。)のうち、次のアからエまでに掲げる線及び最大高潮時海岸線から成る線以東の水域</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 北緯41度42分53秒東経141度の点及び北緯41度29分10秒東経141度の点を直線により結んだ線</p> <p>ウ、エ (略)</p> <p>②、③ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>2 漁獲可能量の算定方法 漁獲可能量は、1の漁獲シナリオにより算定される<u>漁獲量</u>の値から、定置漁業における混獲その他の捕鯨業における漁獲以外の人為的要因により通常発生すると想定される年間の死亡頭数を減じた量とする。</p> <p>第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。</p> <p>1 にたりくじら母船式捕鯨業</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① 水域 我が国の排他的経済水域、領海及び内水(内水面を除く。)のうち、次のアからエまでに掲げる線及び<u>陸岸</u>から成る線以東の水域</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 北海道白神岬灯台から青森県下北郡佐井村と同県むつ市の最大高潮時海岸線における境界点に至る直線</p> <p>ウ、エ (略)</p> <p>②、③ (略)</p> <p>(2) (略)</p>
--	---

1
9
1

<p>2 にとりくじら基地式捕鯨業</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① 水域</p> <p>我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、次のアからエまでに掲げる線及び<u>最大高潮時海岸線</u>から成る線以東の水域</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>北緯41度42分53秒東経141度の点及び北緯41度29分10秒東経141度の点を直線により結んだ線</u></p> <p>ウ、エ (略)</p> <p>②、③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 国の留保からの配分について</p> <p>国の留保分については、<u>各大臣管理区分</u>に対して、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。</p> <p>第7、第8 (略)</p> <p>(別紙2-37 みんくくじら)</p> <p>第1～第3 (略)</p>	<p>2 にとりくじら基地式捕鯨業</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① 水域</p> <p>我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、次のアからエまでに掲げる線及び<u>陸岸</u>から成る線以東の水域</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>北海道自神岬灯台から青森県下北郡佐井村と同県むつ市の最大高潮時海岸線における境界点に至る直線</u></p> <p>ウ、エ (略)</p> <p>②、③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 国の留保からの配分について</p> <p>国の留保分については、<u>大臣管理区分</u>に対して、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。</p> <p>第7、第8 (略)</p> <p>(別紙2-37 みんくくじら)</p> <p>第1～第3 (略)</p>
--	---

<p>第4 漁獲シナリオ</p> <p>1 (略)</p> <p>2 漁獲可能量の算定方法</p> <p>漁獲可能量は、1の漁獲シナリオにより算定される<u>生物学的許容漁獲量</u>の値から、定置漁業における混獲その他の捕鯨業における漁獲以外の人為的要因により通常発生すると想定される年間の死亡頭数を減じた量とする。</p> <p>第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から4までに定めるとおりとする。</p> <p>1 みんくくじら基地式捕鯨業（太平洋海域）</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① 水域</p> <p>我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、<u>次のア及びイに掲げる線並びに最大高潮時海岸線から成る線以東の太平洋の水域（オホーツク海の水域及び最大高潮時海岸線から10海里以内の水域を除く。）</u></p> <p>ア <u>北緯35度東経139度58分28秒の点正東の線</u></p> <p>イ <u>北緯41度42分53秒東経141度の点及び</u></p>	<p>第4 漁獲シナリオ</p> <p>1 (略)</p> <p>2 漁獲可能量の算定方法</p> <p>漁獲可能量は、1の漁獲シナリオにより算定される<u>漁獲可能量</u>の値から、定置漁業における混獲その他の捕鯨業における漁獲以外の人為的要因により通常発生すると想定される年間の死亡頭数を減じた量とする。</p> <p>第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から4までに定めるとおりとする。</p> <p>1 みんくくじら基地式捕鯨業（太平洋海域）</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① 水域</p> <p>我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、<u>北緯35度の線以北の太平洋の水域（日本海の水域及び最大高潮時海岸線から10海里以内の水域を除く。）</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---

<p style="text-align: center;"><u>北緯41度29分10秒東経141度の点を直線により結んだ線</u></p> <p>②、③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 みるくくじら基地式捕鯨業 (オホーツク海域)</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① 水域</p> <p>我が国の排他的経済水域、領海及び内水 (内水面を除く。)のうち、<u>北緯45度27分35秒東経142度の点正北の線及び最大高潮時海岸線から成る線以東のオホーツク海</u>の水域</p> <p>②、③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 みるくくじら母船式捕鯨業 (太平洋海域)</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① 水域</p> <p>我が国の排他的経済水域、領海及び内水 (内水面を除く。)のうち、<u>次のア及びイに掲げる線並びに最大高潮時海岸線から成る線以東の太平洋の水域 (オホーツク海の水域及び最大高潮時海岸線から10海里以内の水域を除く。)</u></p> <p><u>ア 北緯35度東経139度58分28秒の点正東の線</u></p>	<p>②、③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 みるくくじら基地式捕鯨業 (オホーツク海域)</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① 水域</p> <p>我が国の排他的経済水域、領海及び内水 (内水面を除く。)のうち、オホーツク海の水域</p> <p>②、③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 みるくくじら母船式捕鯨業 (太平洋海域)</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① 水域</p> <p>我が国の排他的経済水域、領海及び内水 (内水面を除く。)のうち、<u>北緯35度の線以北の太平洋の水域 (日本海の水域及び最大高潮時海岸線から10海里以内の水域を除く。)</u></p> <p>(新設)</p>
--	---

<p style="text-align: center;"><u>イ 北緯41度42分53秒東経141度の点及び北緯41度29分10秒東経141度の点を直線により結んだ線</u></p> <p>②、③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 みるくくじら母船式捕鯨業 (オホーツク海域)</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① 水域</p> <p>我が国の排他的経済水域、領海及び内水 (内水面を除く。)のうち、<u>北緯45度27分35秒東経142度の点正北の線及び最大高潮時海岸線から成る線以東のオホーツク海</u>の水域</p> <p>②、③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p> <p>1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準</p> <p>年ごとの漁場形成の変動等を勘案して国の留保枠を設定し、第4の1の漁獲シナリオにより算定される<u>生物学的許容漁獲量</u>の値の20パーセントを超えない数量 (以下「当該数量」という。)を第5の2の大臣管理区分に、漁獲可能量から留保枠及び当該数量を差し引いた数量を第5の1</p>	<p>(新設)</p> <p>②、③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 みるくくじら母船式捕鯨業 (オホーツク海域)</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>① 水域</p> <p>我が国の排他的経済水域、領海及び内水 (内水面を除く。)のうち、オホーツク海の水域</p> <p>②、③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p> <p>1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準</p> <p>年ごとの漁場形成の変動等を勘案して国の留保枠を設定し、第4の1の漁獲シナリオにより算定される<u>漁獲量</u>の値の20パーセントを超えない数量 (以下「当該数量」という。)を第5の2の大臣管理区分に、漁獲可能量から留保枠及び当該数量を差し引いた数量を第5の1の大臣管理区</p>
--	---

の大臣管理区分に、それぞれ配分する。 2、3 (略) 第7、第8 (略)	分に、それぞれ配分する。 2、3 (略) 第7、第8 (略)
--	--------------------------------------

別紙 2—41 の次に、次の別紙を加える。

(別紙2-42 ながすくじら)

第1 特定水産資源

特定水産資源の名称 ながすくじら

第2 管理年度

1月1日から同年12月末日まで

第3 資源管理の目標

初期資源量（当該水産資源の人為的な漁獲がなされる前の資源量をいう。以下この別紙において同じ。）の60パーセントの資源水準の値とする。

第4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

国際捕鯨委員会において採択された手続に従って、第3の目標を長期的に維持する漁獲量を算定する方法を漁獲シナリオとする。なお、当該水産資源の資源量が初期資源量の54パーセント未満となった場合は、禁漁とする。

2 漁獲可能量の算定方法

漁獲可能量は、1の漁獲シナリオにより算定される生物学的許容漁獲量の値から、定置漁業における混獲その他の捕鯨業における漁獲以外の人為的要因により通常発生すると想定される年間の死亡頭数を減じた量とする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

ながすくじら母船式捕鯨業

1 当該大臣管理区分に関する事項

(1) 水域

我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、次のアからウまでに掲げる線及び最大高潮時海岸線から成る線以東の太平洋の水域

ア 北緯35度東経139度58分28秒の点正東の線

イ 北緯41度42分53秒東経141度の点及び北緯41度29分10秒東経141度の点を直線により結んだ

線

ウ 北緯 45 度 27 分 35 秒東経 142 度の点正北の線

(2) 漁業の種類

母船式捕鯨業（許可省令第 2 条第 9 号に掲げる漁業をいう。）

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

(1) 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

(2) 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

採捕した日の属する月の翌月 10 日まで

イ 農林水産大臣が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認められる期間を除く。）

採捕した日の翌日まで

第 6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

年ごとの漁場形成の変動等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第 5 の大臣管理区分に配分する。

2 大臣管理漁獲可能量の超過分について

大臣管理区分において、前管理年度で当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後 1 月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の

全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

3 国の留保からの配分について

国の留保分については、大臣管理区分に対して、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該水産資源の適切な管理を確保するためには、定置漁業における混獲の発生を回避し、及び抑制することが重要であることから、国及び都道府県は、定置漁業者に対し、許可省令第91条の規定並びに定置漁業における混獲の位置付け、取扱いの趣旨及び背景について周知するとともに、混獲の発生の回避及び抑制について指導するものとする。

第8 その他資源管理に関する重要事項

法第31条の規定の適用に関し、当該大臣管理区分における漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがあるか否かについては、当該大臣管理漁獲可能量の残量が5頭以下になったときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

附 則

この中では、各条の項から採り出す。

資源管理基本方針の一部を変更する告示案について

令和 6 年 6 月
水 産 庁

第 1 今回の改正事項

変更事項 1 : 「別紙 2 - 33 いわしくじら」、「別紙 2 - 36 にたりくじら」、「別紙 2 - 37 みんくくじら」に係る水域の規定の見直しについて

変更事項 2 : 資源管理基本方針の別紙 2 への新たな水産資源（ながすくじら）の追加

このほか、修辭的な修正や必要な附則を規定する予定。

第 2 今後のスケジュール

本年 7 月中 : 官報掲載（官報掲載日での同時施行）

【変更事項 1】

「別紙 2-33 いわしくじら」、「別紙 2-36 にたりくじら」、「別紙 2-37 みんくくじら」に係る水域の規定の見直しについて

1 現行の大臣管理区分の水域の設定の考え方

- (1) ひげ鯨類（「別紙 2-33 いわしくじら」、「別紙 2-36 にたりくじら」及び「別紙 2-37 みんくくじら」の特定水産資源をいう。以下同じ。）は、海洋法に関する国際連合条約（平成 8 年条約第 6 号）第 65 条により、その保存、管理等のために各国が国際機関を通じて活動することとされる資源であることから、国際資源に準じたものとして取り扱うこととし、令和 4 管理年度（令和 4 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日）から漁獲可能量（TAC）による管理を行っている。
- (2) これらひげ鯨類は、農林水産大臣による大臣管理区分のみが設定されているが、その水域については、国際捕鯨委員会科学委員会の評価で用いられた管理サブエリア（海区）のうち、推定資源量の算出に用いた海区を反映した形で設定している。

2 水域の一部改正

現在、資源管理基本方針に記載されているひげ鯨類の水域は、上記 1（2）の考え方に沿って設定されているが、座標がより明確なものとなるよう、その規定ぶりを修正する。

※ このほか、字句修正等の所要の改正を行う。

【変更事項 2】資源管理基本方針の別紙 2 への新たな水産資源（ながすくじら）の追加

ながすくじらについて、同種に係る資源調査の結果を踏まえ、令和 6 管理年度期中からの T A C 管理開始に向けて、資源管理基本方針の別紙 2 に新たに追加する。具体的な内容は次のとおり。

	別紙 2—42 ながすくじら
特定水産資源	ながすくじら
管理年度	1 月 1 日から同年 12 月末日まで
資源管理の目標	初期資源量（当該水産資源の人為的な漁獲がなされる前の資源量）の 60 パーセントの資源水準の値
漁獲シナリオ	国際捕鯨委員会において採択された手続に従って、上記の資源管理の目標を長期的に維持する漁獲量を算定する方法を漁獲シナリオとする。なお、当該水産資源の資源量が初期資源量の 54 パーセント未満となった場合は、禁漁とする。
T A C の算定方法	上記の漁獲シナリオにより算定される漁獲量の値から、定置漁業における混獲その他の捕鯨業における漁獲以外の人為的要因により通常発生すると想定される年間の死亡頭数を減じた量とする。
大臣管理区分	ながすくじら母船式捕鯨業
T A C の配分基準	年ごとの漁場形成の変動等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を大臣管理区分に配分する。
報告期限	採捕した日の属する月の翌月 10 日まで（ただし、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 31 条の規定にも基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）においては、採捕した翌日まで）
その他	法第 31 条の規定の適用に関し、当該大臣管理区分における漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがあるか否かについては、当該大臣管理漁獲可能量の残量が 5 頭以下になったときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

※ 本則の「第 1 資源管理に関する基本的な事項」の「2 資源管理に関する基本的な考え方」の「(4) 漁獲可能量による管理」の「① 管理年度当初の漁獲可能量の設定」のうち、なお書きについても一部変更する（ひげ鯨類に「別紙 2-42 ながすくじら」を追記する）。